

# 老健施設における新型コロナウイルス 感染拡大防止対策の徹底

緊急事態宣言も継続されることが決定されました。老健施設においても引き続き新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、拡げないための対策の徹底が必須です。厚労省でも事務連絡「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」(5月4日付)において、具体的な対応を再整理されておりますので、確認をお願い致します。(介護保険最新情報 Vol.828 Vol.829)

また、以下に当該事務連絡を踏まえた主な対応等のポイントを記載しましたのでご参考ください。

## 1. 基本的な考え方

入所者は、高齢者であり、基礎疾患を有する方が多く、重症化するリスクが高いので、**陽性者が発生した場合は原則入院**となります。

## 2. 新型コロナ陽性者がいない場合の取組

- ①入所者の適時の検温、健康状態の変化等の確認
- ②職員は感染源にならぬよう、職場外でも3密を避ける行動の実施  
(Social distancing、マスク着用、手洗い、換気、十分な睡眠も)
- ③職員は出勤前・事業所に入る前に体温測定の実施等、健康管理の徹底
- ④面会や施設への立ち入り制限

※1人でも感染症が疑われる症状が出た場合、速やかに保健所へ報告

## 3. 新型コロナ陽性者が発生した場合の取組

**陽性者は原則入院**ですが、PCR検査の結果がでるまでの間や、病院へ入院するまでの期間は、施設内で隔離して入所継続となります。その期間が想定よりも長くなる可能性もあります。

### 【陽性者をやむを得ず一時的に入所継続する場合の条件】

施設は都道府県と相談し、以下の点等について合意した内容で、改めて都道府県より指示をもらい、その指示に基づき対応する。

- ①施設の人員体制、物資等に係る支援体制の構築  
(感染症の専門家の派遣、必要な物資の放出等)
- ②陽性者が当該施設で入所継続可能な状態であること。  
(無症候又はそれに準ずる状態、施設で提供可能な医療の内容等も勘案)
- ③急変等した場合の医療提供や入院対応方針の明確化
- ④一時的な入所継続の期限の目安

保健所の指示に従うとともに、管理者及び医師が中心となり、以下の取組を徹底する。

- ①施設内での情報共有と許可権者および当該入所者家族への報告
- ②陽性者の居室や利用した共用スペースを消毒用エタノールや適度な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等
- ③保健所の指示に従い濃厚接触者等の特定に協力  
(可能な限り入所者のケア記録や面会者の情報提供を行う)  
※職員は濃厚接触者にならないように、マスク着用と手指消毒を徹底  
※職員の濃厚接触者は陰性であっても、14日間の自宅待機
- ④職員が不足の場合は、同一法人の介護事業所等からの応援を検討
- ⑤陽性者を施設内で一時的に入所継続行う場合、保健所の指示のもと、以下の事項に留意
  - (i) 陽性者とそうでない方との生活空間等を可能な限り分ける  
(居室、食事場所、トイレ、入口などの動線を分ける)
  - (ii) 陽性者へのケアを行う場合は、サージカルマスク、ゴーグル、長袖ガウン、手袋、ヘッドキャップを着用
  - (iii) 陽性者の健康を管理(適時の検温、呼吸状態、症状の変化の確認等)
  - (iv) 管理者は、職員体制、感染者の状況、物資の状況を1日1回以上、許可権者に報告

#### 4. 事前の準備

陽性者を一時的に入所継続せざるを得なくなった場合に備え、以下の点について相談、シミュレーション、訓練等を検討しておく。

- ①物資の状況把握(毎日少しずつでも備蓄しておく)
- ②ガウンテクニック(防護具の着脱方法)の徹底と事前の訓練
- ③生活空間の区分けのシミュレーション
- ④人員体制に関する関係者との相談
- ⑤陽性者が発生した場合の施設の対応方針とその方針の共有  
(入所者や家族等との共有も検討)
- ⑥一時的ではあれ、陽性者にケアを提供することに対する気持ち(心)の準備ができるよう、職員の教育の実施

**公益社団法人全国老人保健施設協会**  
<http://www.roken.or.jp/>